別紙様式第二十　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：外国為替に関する省令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主務官庁：財 務　省

財 務 大 臣　殿

(日本銀行経由）　　　　　　　　　　届出年月日：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 届　出　者：

氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当者

　 電　話

下記のとおり届出します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　原届出　　の内容 | (1) 届出受理年月日 |  | (2) 届出受理番号 |  |
|  | 　イ　証券の取得　ロ　金銭の貸付　　　　　　　（該当分に○）　ハ　支店等の設置又は拡張 |
| ２　変更の内容 | (1)　変　更　前 | (2)　変　更　後 |
|  |  |  |
| ３　変更を必要　　とする理由 |  |
| ４　変更の時期 |  |
| ５　その他の事項 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 届出受理年月日 |  |
|  |  |

（日本産業規格Ａ４）

(裏面)

財務大臣の記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　　　項 |  |
| 　本届出に係る取引は、　 年　 月　 日から　　行うことができる。 |  |

（記入要領）

１　「２　変更の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

　(例：変更前　貸付期間４年　／　変更後　貸付期間３年)

なお、変更事項が欄内に記入できない場合には、「(1)　変更前」欄に「別紙１のとおり」、「(2)　変更後」欄に「別紙２のとおり」と記入し、それぞれの内容を別紙１及び別紙２に記入し添付すること。

２　「３　変更を必要とする理由」欄には、変更に至つた事情を含め具体的に記入すること。

３　本届出書の提出に当たつては、原届出受理証（本届出に際し既に交付を受けている変更届出受理証がある場合にはこれを含む。）を添付すること。

４　届出後取引実行前までの間における変更以外は、本届出書の対象とならない。

５　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第二十　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：外国為替に関する省令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主務官庁：財 務　省

財 務 大 臣　殿

（日本銀行経由）　　　　　　　　届出年月日：　○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　届出者：

氏名又は名称及び　株式会社　甲野商事

　 代表取締役社長 甲野太郎

　 東京都中央区日本橋1-1-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当者　丙山三郎

 皮革製品製造業 　電　話　03-1234-5678（内1234）

下記のとおり届出します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　原届出　　の内容 | (1) 届出受理年月日 | ○年○月○日 | (2) 届出受理番号 | ＦＤ第○号原届出および直近の変更届出に係る受理年月日、受理番号を記入すること。 |
|  | 　イ　証券の取得　ロ　金銭の貸付　　　　　　　（該当分に○）　ハ　支店等の設置又は拡張 |
| ２　変更の内容 | (1)　変　更　前 | (2)　変　更　後 |
|  | 貸付期間　4年 | 貸付期間　３年 |
| ３　変更を必要　　とする理由 | （具体的に記入すること） |
| ４　変更の時期 | 届出受理日から２か月以内 |
| ５　その他の事項 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 届出受理年月日 |  |
|  |  |

（日本産業規格Ａ４）

(裏面)

財務大臣の記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　　　項 |  |
| 　本届出に係る取引は、　 年　 月　 日から　　行うことができる。 |  |

（記入要領）

１　「２　変更の内容」欄は、次の例にならつて記入すること。

　(例：変更前　貸付期間４年　／　変更後　貸付期間３年)

なお、変更事項が欄内に記入できない場合には、「(1)　変更前」欄に「別紙１のとおり」、「(2)　変更後」欄に「別紙２のとおり」と記入し、それぞれの内容を別紙１及び別紙２に記入し添付すること。

２　「３　変更を必要とする理由」欄には、変更に至つた事情を含め具体的に記入すること。

３　本届出書の提出に当たつては、原届出受理証（本届出に際し既に交付を受けている変更届出受理証がある場合にはこれを含む。）を添付すること。

４　届出後取引実行前までの間における変更以外は、本届出書の対象とならない。

５　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

対外直接投資に係る変更届出書の記入の手引

　　　１．届出が必要な取引

　　　　　　対外直接投資に係る届出をした者が、当該届出に係る対外直接投資の実行前に当該対外直接投資の内容を変更しようとする場合。

２．届出の時期

　　　　　変更契約締結日前２か月以内。

　　　３．提出書類および提出部数

・「対外直接投資に係る変更届出書」････････････　３通

* 添付書類

原届出受理証（正本）･････････････････････　１通

〃　　　（写）･･･････････････････････　２通

４．届出書の提出先と照会先

(1)提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660　日本郵便株式会社　日本橋郵便局私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2)本届出書に関する照会先

TEL　　03-3277-2107